

岡三アセットマネジメント株式会社 代表者:取締役社長 綿川 昌明
〒104-0031 東京都中央区京橋二丁目2番1号

2019年3月22日

リップパー・ファンド・アワード・フロム・リフィニティブ・ 2019 ジャパン 受賞のお知らせ

岡三アセットマネジメント株式会社（本社：東京都中央区、代表者：取締役社長 綿川昌明）は、「リップパー・ファンド・アワード・フロム・リフィニティブ・2019 ジャパン」におきまして、下記のとおり最優秀ファンド賞を受賞しましたのでお知らせいたします。

記

最優秀ファンド賞

ファンド名	部門	評価期間	分類名
新興国国債オープン（1年決算型）	投資信託	3年	債券型 エマージング グローバル LC
新興国国債オープン（1年決算型）	投資信託	5年	債券型 エマージング グローバル LC
グローバル・リート・セレクション	投資信託	3年	株式型 業種別 不動産業 グローバル
DC グローバル・リート・セレクション	確定拠出年金	3年	株式型 業種別 不動産業 グローバル

以上

リップパー・ファンド・アワード・フロム・リフィニティブについて

「リップパー・ファンド・アワード・フロム・リフィニティブ 2019 ジャパン」は、リフィニティブが世界各都市で開催している「Lipper Fund Awards from Refinitiv 2019」の一環として行われ、日本において販売登録されている国内および外国籍ファンドを対象に、優れたファンドとその運用会社を選定し、表彰するものです。選定・評価に際しては、リップパー独自の投資信託評価システム「Lipper Leader Rating(リップパー・リーダー・レーティング)」で採用している「コンシスタント・リターン(収益一貫性)」を用いています。

リップパー・ファンド・アワードの評価の基となるリップパー・リーダー・レーティングのファンドに関する情報は、投資信託の売買を推奨するものではありません。これが分析しているのは過去のファンドのパフォーマンスであり、これが将来の結果を保証するものではないことにご留意ください。評価結果は、リップパーが信頼できると判断した出所からのデータおよび情報に基づいていますが、その正確性、完全性等について保証するものではありません。

投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い、委託会社が運用を行います。投資信託は株式や債券などの価格変動性のある有価証券に投資するため、元本割れの恐れや価格変動の要因となる様々なリスクがあるほか、購入・運用・解約時に所定の手数料や費用などがかかります。これらのリスクや手数料・費用は各投資信託によって異なりますので、商品の購入をご検討の際は当該商品の投資信託説明書（交付目論見書）、契約締結前交付書面等（目論見書補完書面を含む）を十分にご理解し、ご自身の判断でご購入ください。

設定・運用は岡三アセットマネジメント株式会社＜登録番号:関東財務局長(金商)第370号＞

岡三アセットマネジメント株式会社は金融商品取引業者であり、一般社団法人 投資信託協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会に加入しています。

【岡三アセットマネジメント株式会社（委託会社）】

岡三アセットマネジメント株式会社は金融商品取引業者です。

登録番号：関東財務局長（金商）第 370 号

加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

【ファンドの特色】

1. 新興国債マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券への投資を通じて、主として JP モルガン社の GBI-EM ブロード・ディバーシファイド指数を構成する新興国が発行する現地通貨建ての国債または政府機関が発行する債券、およびそれと同等の価値が得られるクレジット・リンク・ノート等（以下、「新興国の国債等」といいます。）に投資し、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。
2. 投資にあたっては、JP モルガン社の GBI-EM ブロード・ディバーシファイド指数を構成する新興国の中から、利回り水準や流動性等を考慮して選定した新興国の国債等に、ポートフォリオの 70% 程度を投資します。（ステップ①）次に、ポートフォリオの 30%程度を、GDP、経常収支、外貨準備高等から総合的に判断して、ファンダメンタルズが良好であり、あるいはファンダメンタルズの改善が見込めることなどから、通貨価値の上昇が見込まれる新興国の国債等に投資します。なお、この場合に、ステップ①で投資した新興国の国債等に重複して投資する場合があります。（ステップ②）

＜投資対象国について＞

JP モルガン社の GBI-EM ブロード・ディバーシファイド指数の構成国（2018 年 8 月末現在 21 カ国）の中から新興国の国債等に分散投資することを基本とします。

3. 1 カ国の新興国の国債等への投資上限は投資信託財産の純資産総額の 15%程度とします。
4. 新興国の国債等の実質組入比率は高位に保つことを基本としますが、市況動向によっては弾力的に組入れを引き下げることがあります。投資環境の変化へ対応するため、先進国の国債（日本、米国、ドイツ等）に投資する場合があります。ただし、先進国の国債の実質組入比率は、原則として投資信託財産の純資産総額の 50%未満とします。
5. 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、投資環境の急変が起きた場合等には、委託会社の判断により為替ヘッジを行うことがあります。
6. 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合があります。
7. 毎年 8 月 12 日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として、収益分配を行います。

※ ファンドの特色の詳細は、投資信託説明書（交付目論見書）をご参照ください。

【投資リスクについて】

投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。

ファンドは、新興国の国債等値動きのある有価証券等に投資しますので、組入れた有価証券等の価格の下落等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資しますので、為替相場の変動により損失を被ることがあります。

＜主な基準価額の変動要因＞

● 金利変動リスク

金利は、経済環境や物価動向、金融政策、経済政策等を反映して変動します。一般に、金利が上昇した場合には債券の価格は下落し、金利が低下した場合には債券の価格は上昇します。

● 為替変動リスク

外貨建資産は、為替相場の変動により円換算額が変動します。投資対象通貨に対する円高により、外貨建資産の円換算額は減少し、円安により、外貨建資産の円換算額は増加します。

● カントリーリスク

投資対象国・地域等における外貨不足等の経済的要因、政府の資産凍結等の政治的理由、社会情勢の混乱等の影響を受けることがあります。

● 信用リスク

有価証券等の発行体の破綻や財務状況の悪化、および有価証券等の発行体の財務状況に関する外部評価の変化等の影響により、投資した有価証券等の価格が大きく下落することや、投資資金が回収不能となることがあります。

● 流動性リスク

※基準価額の変動要因は上記のリスクに限定されるものではありません。

<その他の留意点>

- ・ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・ 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- ・ ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファンドが投資対象とするマザーファンドを他のベビーファンドが投資対象としている場合に、当該他のベビーファンドにおいて追加設定および一部解約等がなされた場合には、その結果として、マザーファンドにおいても売買等が生じ、ファンドの基準価額に影響を受けることがあります。

【費用】

<ファンドの費用>

① 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入金額（購入価額×購入口数）に、販売会社が独自に定める購入時手数料率を乗じて得た額 購入時手数料率の上限は、3.78%（税抜 3.50%）です。 購入時手数料率は変更となる場合があります。詳しくは販売会社にご確認下さい。 購入時手数料は、ファンドの商品説明および販売事務手続き等の対価として販売会社に支払われます。
信託財産留保額	1 口につき、換金申込受付日の翌営業日の基準価額×0.20%

② 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額×年率 1.404%（税抜 1.30%）			
	配 分	(委託会社)	年率 0.62%（税抜）	委託した資金の運用の対価です。
		(販売会社)	年率 0.60%（税抜）	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。
		(受託会社)	年率 0.08%（税抜）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。

<p>その他費用・ 手数料</p>	<p>監査費用：純資産総額×年率0.01296%（税抜0.012%） 有価証券等の売買に係る売買委託手数料、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、海外における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入金の利息等を投資信託財産でご負担いただきます。なお、マザーファンドの当該費用につきましては、間接的にご負担いただきます。 ※ 運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことはできません。</p>
-----------------------	---

※ 運用管理費用（信託報酬）、監査費用は毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産から支払われます。その他費用・手数料（監査費用を除きます。）はその都度、投資信託財産から支払われ

※ ファンドに係る手数料等につきましては、運用状況等により変動する費用があることから、事前に合計金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

<税 金>

投資信託説明書（交付目論見書）をご参照ください。

【販売会社】

販売会社につきましては、弊社 クライアント・サービス部にお問い合わせください。

フリーダイヤル 0120-048-214（営業時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページでもご確認いただけます。<https://www.okasan-am.jp/>

以 上

【岡三アセットマネジメント株式会社（委託会社）】

岡三アセットマネジメント株式会社は金融商品取引業者です。

登録番号：関東財務局長（金商）第 370 号

加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

【ファンドの特色】

1. 北米リート・マザーファンド、オーストラリア／アジアリート・マザーファンド、ヨーロッパリート・マザーファンド（以下、総称して「マザーファンド」といいます。）の各受益証券を主要投資対象とし、高水準の配当収入の獲得を目指すとともに中長期的な値上がり益を追求します。
 2. マザーファンドを通じて、世界各国の取引所および取引所に準ずる市場で取引（上場等の前の新規募集または売出し、もしくは上場等の後の追加募集または売出しにかかるものを含みます。）されている不動産投資信託証券に、分散投資します。
 3. 高水準の配当収入の獲得を目指すために、相対的に配当利回りの高い銘柄を中心に投資します。
 4. マザーファンドの受益証券の組入比率は、原則として高位に保つことを基本とします。
 5. リーフ アメリカ エル エル シーに、各マザーファンドにおける不動産投資信託証券および外貨建資産の運用の指図（外国為替予約取引の指図を除きます。）に関する権限を委託します。
 6. 外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金、その他の資産をいい、マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち、この信託財産に属するとみなした額を含みます。）については、原則として為替ヘッジを行いません。
 7. 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合があります。
 8. 毎月 15 日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として、収益分配を行います。
- ※ ファンドの特色の詳細は、投資信託説明書（交付目論見書）をご参照ください。

【投資リスクについて】

投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。ファンドは、世界各国の不動産投資信託証券等値動きのある有価証券等に投資しますので、組入れた有価証券等の価格の下落等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資しますので、為替相場の変動により損失を被ることがあります。

<主な基準価額の変動要因>

① 不動産投資信託証券のリスク

・価格変動リスク

不動産投資信託証券の価格は、保有不動産等の価値や賃料収入の増減等に加え、市場の需給、政治・経済状況等の影響により変動します。

・分配金（配当金）減少リスク

利益の大部分を投資家に分配（配当）するなどの一定の要件を満たすことにより、法人課税が減免される等の税制上の優遇措置を受けているため、利益と分配金（配当金）との連動性が高く、利益が減少した場合には、分配金（配当金）も同様に減少する可能性があります。

② 為替変動リスク

外貨建資産は、為替相場の変動により円換算額が変動します。投資対象通貨に対する円高により、外貨建資産の円換算額は減少し、円安により、外貨建資産の円換算額は増加します。

③ カントリーリスク

投資対象国・地域等における外貨不足等の経済的要因、政府の資産凍結等の政治的理由、社会情勢の混乱等の影響を受けることがあります。

④ その他の変動要因

不動産投資信託証券のその他のリスク（信用リスク、業績悪化リスク、自然災害・環境問題等のリスク、法律改正・税制の変更等によるリスク、上場廃止リスク、流動性リスク）

※ 基準価額の変動要因は上記のリスクに限定されるものではありません。

<その他の留意点>

- ・ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・ 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- ・ ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファンドが投資対象とするマザーファンドを他のベビーファンドが投資対象としている場合に、当該他のベビーファンドにおいて追加設定および一部解約等がなされた場合には、その結果として、マザーファンドにおいても売買等が生じ、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

【費用】

<ファンドの費用>

① 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入金額（購入価額×購入口数）に、販売会社が独自に定める購入時手数料率を乗じて得た額 購入時手数料率の上限は、3.24%（税抜 3.0%）です。 購入時手数料率は変更となる場合があります。詳しくは販売会社にご確認下さい。 購入時手数料は、ファンドの商品説明および販売事務手続き等の対価として販売会社に支払われます。
信託財産留保額	1 口につき、換金申込受付日の翌営業日の基準価額×0.30%

② 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 （信託報酬）	純資産総額×年率 1.62%（税抜 1.50%）			
	配 分	（委託会社）	年率 0.90%（税抜）	委託した資金の運用の対価です。
		（販売会社）	年率 0.50%（税抜）	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。
（受託会社）		年率 0.10%（税抜）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。	
[外部委託先報酬] マザーファンドの運用の外部委託先に支払う運用委託報酬は、委託会社が受取る信託報酬から支払います。				
その他費用・ 手数料	監査費用：純資産総額×年率 0.01296%（税抜 0.012%） 有価証券等の売買に係る売買委託手数料、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、海外における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入金の利息等を投資信託財産でご負			

	担いただきます。なお、マザーファンドの当該費用につきましては、間接的にご負担いただきます。 ※ 運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことはできません。
--	--

※ 運用管理費用（信託報酬）、監査費用は毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産から支払われます。その他費用・手数料（監査費用を除きます。）はその都度、投資信託財産から支払われます。

※ ファンドに係る手数料等につきましては、運用状況等により変動する費用があることから、事前に合計金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。なお、上場不動産投資信託は市場の需給により価格形成されるため、上場不動産投資信託の費用は表示しておりません。

<税 金>

投資信託説明書（交付目論見書）をご参照ください。

【販売会社】

販売会社につきましては、弊社 クライアント・サービス部にお問い合わせください。

フリーダイヤル 0120-048-214（営業時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページでもご確認いただけます。<https://www.okasan-am.jp/>

以 上

【岡三アセットマネジメント株式会社（委託会社）】

岡三アセットマネジメント株式会社は金融商品取引業者です。

登録番号：関東財務局長（金商）第 370 号

加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

【ファンドの特色】※ 当ファンドは、確定拠出年金専用です。

1. 北米リート・マザーファンド、オーストラリア／アジアリート・マザーファンド、ヨーロッパリート・マザーファンド（以下、総称して「マザーファンド」といいます。）の各受益証券を主要投資対象とし、高水準の配当収入の獲得を目指すとともに中長期的な値上がり益を追求します。
 2. マザーファンドを通じて、世界各国の取引所および取引所に準ずる市場で取引（上場等の前の新規募集または売出し、もしくは上場等の後の追加募集または売出しにかかるものを含みます。）されている不動産投資信託証券に、分散投資します。
 3. 高水準の配当収入の獲得を目指すために、相対的に配当利回りの高い銘柄を中心に投資します。
 4. マザーファンドの受益証券の組入比率は、原則として高位に保つことを基本とします。
 5. リーフ アメリカ エル エル シーに、各マザーファンドにおける不動産投資信託証券および外貨建資産の運用の指図（外国為替予約取引の指図を除きます。）に関する権限を委託します。
 6. 外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金、その他の資産をいい、マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち、この信託財産に属するとみなした額を含みます。）については、原則として為替ヘッジを行いません。
 7. 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合があります。
 8. 毎年 2 月 15 日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として、収益分配を行います。
- ※ ファンドの特色の詳細は、投資信託説明書（交付目論見書）をご参照ください。

【投資リスクについて】

投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。ファンドは、世界各国の不動産投資信託証券等値動きのある有価証券等に投資しますので、組入れた有価証券等の価格の下落等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資しますので、為替相場の変動により損失を被ることがあります。

<主な基準価額の変動要因>

① 不動産投資信託証券のリスク

・価格変動リスク

不動産投資信託証券の価格は、保有不動産等の価値や賃料収入の増減等に加え、市場の需給、政治・経済状況等の影響により変動します。

・分配金（配当金）減少リスク

利益の大部分を投資家に分配（配当）するなどの一定の要件を満たすことにより、法人課税が減免される等の税制上の優遇措置を受けているため、利益と分配金（配当金）との連動性が高く、利益が減少した場合には、分配金（配当金）も同様に減少する可能性があります。

② 為替変動リスク

外貨建資産は、為替相場の変動により円換算額が変動します。投資対象通貨に対する円高により、外貨建資産の円換算額は減少し、円安により、外貨建資産の円換算額は増加します。

③ カントリーリスク

投資対象国・地域等における外貨不足等の経済的要因、政府の資産凍結等の政治的理由、社会情勢の混乱等の影響を受けることがあります。

④ その他の変動要因

不動産投資信託証券のその他のリスク（信用リスク、業績悪化リスク、自然災害・環境問題等のリスク、法律改正・税制の変更等によるリスク、上場廃止リスク、流動性リスク）

※ 基準価額の変動要因は上記のリスクに限定されるものではありません。

<その他の留意点>

- ・ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・ 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- ・ ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファンドが投資対象とするマザーファンドを他のベビーファンドが投資対象としている場合に、当該他のベビーファンドにおいて追加設定および一部解約等がなされた場合には、その結果として、マザーファンドにおいても売買等が生じ、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

【費用】

<ファンドの費用>

① 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。

② 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額×年率 1.512% (税抜 1.40%)			
	配 分	(委託会社)	年率 0.85% (税抜)	委託した資金の運用の対価です。
	(販売会社)	年率 0.45% (税抜)	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。	
	(受託会社)	年率 0.10% (税抜)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。	
[外部委託先報酬] マザーファンドの運用の外部委託先に支払う運用委託報酬は、委託会社が受取る信託報酬から支払います。				
その他費用・ 手数料	監査費用：純資産総額×年率 0.01296% (税抜 0.012%) 有価証券等の売買に係る売買委託手数料、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、海外における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入金の利息等を投資信託財産でご負担いただきます。なお、マザーファンドの当該費用につきましては、間接的にご負担いただきます。 ※ 運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことはできません。			

※ 運用管理費用（信託報酬）、監査費用は毎日計上され、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産から支払われます。その他費用・手

数料（監査費用を除きます。）はその都度、投資信託財産から支払われます。

※ ファンドに係る手数料等につきましては、運用状況等により変動する費用があることから、事前に合計金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。なお、上場不動産投資信託は市場の需給により価格形成されるため、上場不動産投資信託の費用は表示しておりません。

<税 金>

受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税および地方税はかかりません。

なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

詳細は、投資信託説明書（交付目論見書）をご参照ください。

【販売会社】

販売会社につきましては、弊社 クライアント・サービス部にお問い合わせください。

フリーダイヤル 0120-048-214（営業時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページでもご確認いただけます。<https://www.okasan-am.jp/>

以 上